

# 競 技 会 規 程

## 第1章 総 則

第1条 公益財団法人日本相撲連盟（以下「本連盟」という。）又は加盟団体若しくは加盟団体ブロック協議会（以下「加盟団体等」という。）が主催する競技会は、この規程により実施する。

第2条 競技会の企画及び設営のため、準備委員会を組織する。

第3条 準備委員は、主催団体等の会長が委嘱する。

第4条 準備委員会は、競技会役員の選出、団体戦及び個人戦の組合せ抽選並びにその他の必要事項について処理する。

## 第2章 競技会役員

第5条 競技会に、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 大会（実行）委員長
- (4) 大会（実行）副委員長
- (5) 総務委員長
- (6) 総務副委員長
- (7) 総務委員
- (8) 競技委員長
- (9) 競技副委員長
- (10) 競技委員
- (11) 審判長
- (12) 副審判長
- (13) 主審
- (14) 副審
- (15) 審判幹事
- (16) 総務関係実務委員（式典・表彰・会場・報道・受付・庶務・経理・接待・警備・宿泊・交通・輸送）
- (17) 競技関係実務委員（決まり手・放送・進行・抽選・記録・掲示・土俵・招集・選手・医務）

2 総務関係実務委員及び競技関係実務委員については、前項第16号及び第17号に掲げるもののほか、準備委員会が必要と認める委員を置くことができる。

第6条 競技会に、次の役員を置くことができる。

- (1) 名誉会長
- (2) 名誉顧問
- (3) 顧問
- (4) 参与
- (5) 名誉委員
- (6) 大会委員

第7条 競技会の役員は、主催団体等の会長が委嘱する。

### 第3章 職務権限及び会議

第8条 総務委員長は、総務に関する諸事項を総括し、全責務を負うものとする。ただし、総務に関する事項について重要な問題が発生した場合は、総務委員会において決定する。

2 総務委員会は、総務委員長、総務副委員長及び総務委員で構成する。

第9条 競技委員長は、競技に関する諸事項を総括し、全責務を負うものとする。ただし、競技に関する事項について重要な問題が生じた場合は、競技委員会において決定する。

2 競技委員会は、競技委員長、競技副委員長、競技委員及び審判長で構成する。

第10条 審判長は、審判に関する諸事項を総括し、全責務を負うものとする。ただし、審判に関する事項について重要な問題が発生し、審判長が決定できない場合は、競技委員会において決定する。

第11条 前三条の規定によって決定できない場合は、次の役員で構成する役員会を開催し、最終決定する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 大会（実行）委員長
- (4) 大会（実行）副委員長
- (5) 総務委員長
- (6) 競技委員長
- (7) 審判長

### 第4章 参加資格及び申込方法

第12条 本連盟又は加盟団体等が主催する競技会に参加できる者は、主催団体の規約及び大会規定に該当する者に限る。

第13条 競技会の参加申込みは、定められた参加申込書に必要事項を記入し、準備委員会事務局へ提出しなければならない。

2 締切り後の申込みは、受理しない。ただし、やむを得ない事由がある場合で準備委員会が認めたときは、この限りでない。

3 団体戦の申込みは、交代選手を含め、正選手数の過半数の選手がいなければならない。

第14条 参加申込書の記載事項は、変更できない。

第15条 参加申込み後、正当な理由なく参加しない場合は、主催団体の決定により、以後の当該団体が主催する競技会への参加を認めないことができる。

## 第5章 競技規則

第16条 競技会の土俵は、本連盟の土俵規程による。ただし、特別の事情がある場合には、「マット土俵」（本連盟公認のものとする。）を使用することができる。

第17条 競技の勝ち負けは、本連盟の審判規程により判定される。

第18条 競技は、すべて一番勝負とする。

第19条 競技は、団体戦及び個人戦とする。

第20条 団体の選手編成は、次のいずれかとする。ただし、準備委員会が認めたときは、この限りでない。

(1) 3人制（正選手3名、交代選手1名）

(2) 5人制（正選手5名、交代選手2名）

2 3人制の正選手は、先鋒、中堅及び大将とする。

3 5人制の正選手は、先鋒、二陣、中堅、副将及び大将とする。

第21条 団体戦の競技方法は、次のいずれかとする。ただし、準備委員会が認めたときは、この限りでない。

(1) 参加全団体によるリーグ戦方式

(2) 参加全団体によるトーナメント戦方式

(3) 参加全団体により予選3回戦を行って優秀団体を決定し、その優秀団体によりトーナメント戦を行う方式（次条から第29条までにおいて「予選3回戦方式」という。）

第22条 団体戦で棄権者同士の対戦が生じ、団体の勝敗を決定できないときは、次の各号の場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) リーグ戦方式又は予選3回戦方式の予選の場合 団体の勝利の数（以下「勝数」という。）はつかず、個々の対戦の勝利数（以下「得点」という。）のみ計上する。

(2) トーナメント戦方式又は予選3回戦方式のトーナメント戦の場合 双方の団体から1名ずつの代表者による決定戦を行う。

第23条 リーグ戦方式の場合において勝数及び得点がともに同数であるときは、同点決勝を行う。この場合において、該当団体が3団体以上あるときは、リーグ戦方式で行う。

第24条 予選3回戦方式の予選を実施する場合において参加団体数が奇数のときは、各回戦において最も得点の少ない団体（以下「最少得点団体」という。）を決定して予選を行う。

2 各回戦の最終出場団体は、その回戦の最少得点団体と対戦する。

3 最少得点団体が2団体以上あるときは、抽選で決定する。

4 最少得点団体となれるのは、予選3回戦を通じて1団体につき1度だけとする。

5 最少得点団体の成績については、得点の多い対戦結果をその回戦の公式の成績とする。

第25条 予選3回戦方式における優秀団体は、予選3回戦の勝数の上位団体とする。ただし、勝数が同数の場合は、予選3回戦の得数の上位団体とする。

2 前項ただし書の場合において、勝数及び得点がともに同数で優秀団体を決定できないときは、同点決勝戦を行う。

3 優秀団体の数は、次の各号に規定する場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 参加団体が24団体以下の場合 優秀8団体

(2) 参加団体が25団体以上47団体以下の場合 優秀16団体

(3) 参加団体が48団体以上の場合 優秀32団体

第26条 予選3回戦方式で競技を実施する場合において、組合せ抽選後に棄権団体があったときは、予選の組合せを次のとおりとする。

(1) 1団体が棄権の場合

① 参加団体数（棄権団体数を含む。以下この条において同じ。）が奇数のときは、棄権団体の相手団体と最少得点団体の相手団体とを対戦させる。

② 参加団体数が偶数のときは、棄権団体の相手団体と最少得点団体とを対戦させる。

(2) 2団体が棄権の場合は、参加団体数にかかわらず、棄権団体の相手団体同士を対戦させる。

(3) 3団体以上が棄権の場合

① 参加団体数及び棄権団体数とも奇数の場合は、棄権団体の相手団体と最少得点団体の相手団体とで抽選を行い対戦させる。

② 参加団体数及び棄権団体数とも偶数の場合は、抽選を行い棄権団体の相手団体同士を対戦させる。

③ 参加団体数が偶数、棄権団体数が奇数の場合は、抽選を行い棄権団体の相手団体同士を対戦させる。ただし、1団体は、最少得点団体と対戦させる。

④ 参加団体数が奇数で、棄権団体数が偶数の場合は、抽選を行い棄権団体の相手団体同士を対戦させる。

第27条 団体戦における選手の出場順位は、申込書の記載順位による。ただし、準備委員会が認めた場合は、この限りでない。

第28条 団体戦において選手の交代をするときは、その対戦の先鋒戦が始まる前に進行委員に届け出て、その承認を受けなければならない。

2 選手の交代は、申込書記載の選手に限る。

3 交代して退いた選手は、以後の競技に出場できない。

4 無断で交代して出場した場合は、その勝敗にかかわらず相手選手の勝ちとする。

5 前項の場合における当該選手の以後の競技への出場については、次のとおりとする。

(1) 交代して退いた選手は、以後の競技に出場できない。

(2) 交代して出場した選手は、選手の交代を届け出て承認を受ければ、以後の競技に出場できる。

第29条 交代選手が出場しても正選手数の過半数に達しない場合は、相手団体の不戦勝とする。この場合の得点は、相手団体の全勝とする。

2 予選3回戦方式の予選においては、前項の規定にかかわらず、当該団体を棄権団体とみなして第26条の規定を適用する。

第30条 個人戦の競技方法は、次のいずれかとする。

- (1) 参加全選手によるリーグ戦方式
- (2) 参加全選手によるトーナメント戦方式
- (3) 参加全選手を数組に分け、リーグ戦方式により予選を行って各組の優秀選手を決定し、この優秀選手によりリーグ戦又はトーナメント戦を行う方式
- (4) 参加全選手により予選3回戦を行って優秀選手を決定し、その優秀選手によりトーナメント戦を行う方式

第31条 前条第3号及び第4号に規定する優秀選手の数は、準備委員会において決定する。

第32条 第30条第3号又は第4号の場合において、勝利数が同数で優秀選手を決定できないときは、同点決勝戦を行う。

第33条 第21条第3号に規定する団体予選をもって個人戦出場者の予選を兼ねることができる。

2 前項の場合において、団体予選で交代選手が途中から出場して個人戦の出場資格を得たときは、個人戦への出場が認められる。

3 第1項の場合において、最少得点団体として対戦したときは、個人の成績についても第24条第5項の規定を適用する。ただし、本戦と最少得点団体としての対戦の得点が同数の場合（得点が1点以上の場合に限る。）でそれぞれ勝った選手が異なるときは、本戦の対戦結果を採用する。

第34条 個人戦における選手の交代は、認めない。ただし、第30条第4号に規定する予選の場合においては、この限りでない。

第35条 第25条第2項又は第32条に規定する場合において、同点者が3団体以上又は3選手以上あるときの同点決勝戦は、トーナメント戦方式又は逆トーナメント戦方式（負残り）とする。

2 前項の団体戦において、全対戦が終了する前に勝敗が決定したときは、以後の対戦は行わない。

第36条 大会開始30分前に受付を済ませていない団体又は個人は、競技に出場することができない。

第37条 次の各号に該当する団体又は個人は、主催団体の決定により、以後の当該団体が主催する競技会への参加を認めないことができる。

- (1) 参加申込書に偽りの事項を記載して出場した場合
- (2) 競技を放棄して退場した場合

2 競技会当日において前項第1号の規定に該当することが判明した団体又は個人については、競技委員会の決定により以後の競技への出場を認めないことができる。

## 第 6 章 競技者規則

第38条 参加団体又は参加選手は、大会開始時刻30分前までに大会本部で受付を済ませなければならない。

第39条 男子選手は、「まわし」及び「アンダーパンツ」以外は身に着けてはならない。

2 女子選手は、「レオタード」（小学生又は中学生にあっては、無地の水着も可とする。）の上に「まわし」を着けるものとし、「ブラジャー」（金属製の付属物が付いていないものに限る。）の使用が望ましい。

3 前二項の規定にかかわらず、負傷者は、包帯、サポーター、足袋等を身に着けることができる。ただし、金属製の支柱入りのサポーターその他相手に危害を及ぼすおそれがあると認められるものについては、この限りでない。

第40条 競技会における「まわし」及び「アンダーパンツ」は、本連盟公認のものとする。

2 小学校又は中学校（児童・生徒）の競技会においては、原則として、まわしの下に黒色又は紺色の「アンダーパンツ」を着用するものとする。ただし、国技館で行われる大会にあっては、この限りでない。

第41条 「まわし」は、選手の心構えを象徴するものであり、所定の締め方によってきつく締めなければならない。「まわし」が緩すぎると勝負に影響を与えるので、特に注意しなければならない。

2 「まわし」は、控え室以外では締めてはならない。ただし、競技進行中に「まわし」が緩み、締め直す場合は、この限りでない。

第42条 「まわし」には、所属団体のゼッケン及び段位取得者については段位章を付けなければならない。

第43条 土俵溜への入場は、次のとおりとする。

- (1) 団体戦においては、次に対戦する2団体は、前対戦が終了する前に入場しなければならない。
- (2) 個人戦においては、選手は競技順番の4番前に土俵溜の選手控席に入場しなければならない。

第44条 団体戦の競技開始前及び終了後においては、土俵溜に整列し、主審の号令で「立礼」をしなければならない。

第45条 選手は、放送委員から呼び出された後に土俵に上がり、「徳俵」の内側で塩をまき、「塵浄水」の礼を行う。ただし、準備委員会（大会当日においては、競技委員会）の決定により、「立礼」により行うことができる。

第46条 「立合い」は、選手双方が同時に両手を土俵に付き静止した後、主審の「ハッケヨイ」の「掛声」により立ち合う。

2 選手は、互いに相手と呼吸を合わせ、主審と三者一体の「立合い」ができるように努めなければならない。

3 選手は、故意に相手と動作・呼吸を合わせない「立合い」をしてはならない。

第47条 選手は、「立てまわし」、「折り込み」、包帯及びサポーターをつかまないようにしなければならない。つかんだ場合は、直ちに放さなければならない。

第48条 選手は、両手を「合掌」に組まないようにしなければならない。組んだ場合は、直ちに放さなければならない。

第49条 選手は、競技終了後「徳俵」の内側に戻って主審の号令で互いに「立礼」して、勝者はその場所に「蹲居」し、敗者はそのまま土俵を下りる。

2 勝者は、「蹲居」して「勝名乗り」を受ける。

3 「勝名乗り」を受ける場合は、目礼をする。

第50条 審判員協議の場合においては、選手は、速やかに土俵を下りて待機しなければならない。

第51条 選手は、手足の爪を短くすること等危険の防止及び身体の清潔に留意しなければならない。

2 競技に支障をきたすような髪型については、後ろで束ねる等支障が生じないようにしなければならない。

3 土俵上及び土俵溜においては、不快感を与えるような言動をしてはならない。

4 選手は、不体裁な格好で一般席に入ってはならない。

## 第 7 章 競技会規程の改正

第52条 この規程の改正は、本連盟の総務委員会及び競技委員会の審議を経て、理事会で議決する。

### 附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

### 改正附則

この規程は、平成6年4月9日から施行する。

### 改正附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

### 改正附則

この規程は、平成15年3月4日から施行する。

### 改正附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### 改正附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

### 改正附則

この規程は、平成20年6月15日から施行する。

改正附則

この規程は、公益財団法人日本相撲連盟定款の施行の日から施行する。

【競技会規程 第35条の補足説明】

## 同点決勝の実施方法

1. 3団体（選手）で同点決勝を行う場合は、次のとおりとする。

- (1) 1団体（選手）を決定する場合は、図-1によりトーナメント戦を行う。
- (2) 2団体（選手）を決定する場合は、図-1により逆トーナメント戦を行う。

2. 4団体（選手）で同点決勝を行う場合は、次のとおりとする。

- (1) 1団体（選手）を決定する場合は、図-2によりトーナメント戦を行う。
- (2) 2団体（選手）を決定する場合は、図-3によりトーナメント戦を行う。
- (3) 3団体（選手）を決定する場合は、図-2により逆トーナメント戦を行う。

図-1

図-2

図-3

図-4



3. 5団体（選手）で同点決勝を行う場合は、次のとおりとする。

- (1) 1団体（選手）を決定する場合は、図-4によりトーナメント戦を行う。
- (2) 2団体（選手）を決定する場合は、図-5によりトーナメント戦を行う。
- (3) 3団体（選手）を決定する場合は、図-5により逆トーナメント戦を行う。
- (4) 4団体（選手）を決定する場合は、図-4により逆トーナメント戦を行う。

4. 6団体（選手）で同点決勝を行う場合は、次のとおりとする。

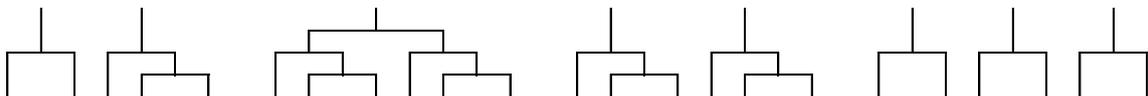
- (1) 1団体（選手）を決定する場合は、図-6によりトーナメント戦を行う。
- (2) 2団体（選手）を決定する場合は、図-7によりトーナメント戦を行う。
- (3) 3団体（選手）を決定する場合は、図-8によりトーナメント戦を行う。
- (4) 4団体（選手）を決定する場合は、図-7により逆トーナメント戦を行う。
- (5) 5団体（選手）を決定する場合は、図-6により逆トーナメント戦を行う。

図-5

図-6

図-7

図-8



5. 7団体（選手）で同点決勝を行う場合は、次のとおりとする。

- (1) 1団体（選手）を決定する場合は、図-9によりトーナメント戦を行う。
- (2) 2団体（選手）を決定する場合は、図-10によりトーナメント戦を行う。
- (3) 3団体（選手）を決定する場合は、図-11によりトーナメント戦を行う。
- (4) 4団体（選手）を決定する場合は、図-11により逆トーナメント戦を行う。
- (5) 5団体（選手）を決定する場合は、図-10により逆トーナメント戦を行う。

(6) 6団体（選手）を決定する場合は、図-9により逆トーナメント戦を行う。

図-9

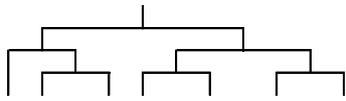


図-10

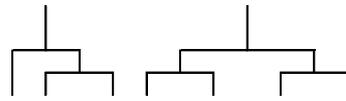
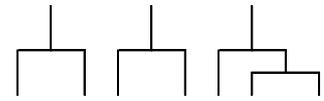


図-11



6. 8団体（選手）で同点決勝を行う場合は、次のとおりとする。

- (1) 1団体（選手）を決定する場合は、図-12によりトーナメント戦を行う。
- (2) 2団体（選手）を決定する場合は、図-13によりトーナメント戦を行う。
- (3) 3団体（選手）を決定する場合は、図-14によりトーナメント戦を行う。
- (4) 4団体（選手）を決定する場合は、図-15によりトーナメント戦を行う。
- (5) 5団体（選手）を決定する場合は、図-14により逆トーナメント戦を行う。
- (6) 6団体（選手）を決定する場合は、図-13により逆トーナメント戦を行う。
- (7) 7団体（選手）を決定する場合は、図-12により逆トーナメント戦を行う。

図-12

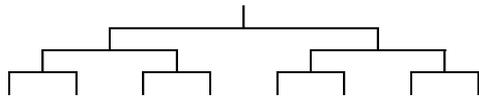


図-13



図-14

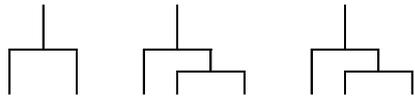


図-15



7. 9団体（選手）で同点決勝を行う場合は、次のとおりとする。

- (1) 1団体（選手）を決定する場合は、図-16によりトーナメント戦を行う。
- (2) 2団体（選手）を決定する場合は、図-17によりトーナメント戦を行う。
- (3) 3団体（選手）を決定する場合は、図-18によりトーナメント戦を行う。
- (4) 4団体（選手）を決定する場合は、図-19によりトーナメント戦を行う。
- (5) 5団体（選手）を決定する場合は、図-19により逆トーナメント戦を行う。
- (6) 6団体（選手）を決定する場合は、図-18により逆トーナメント戦を行う。
- (7) 7団体（選手）を決定する場合は、図-17により逆トーナメント戦を行う。
- (8) 8団体（選手）を決定する場合は、図-16により逆トーナメント戦を行う。

図-16

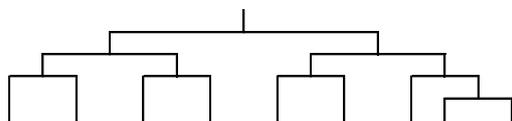


図-17

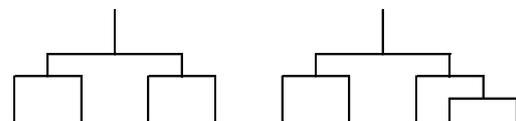


図-18

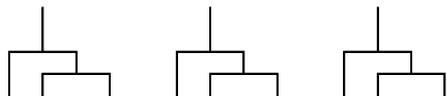


図-19



8. 10団体（選手）で同点決勝を行う場合は、次のとおりとする。

- (1) 1 団体（選手）を決定する場合は、図-20によりトーナメント戦を行う。
- (2) 2 団体（選手）を決定する場合は、図-21によりトーナメント戦を行う。
- (3) 3 団体（選手）を決定する場合は、図-22によりトーナメント戦を行う。
- (4) 4 団体（選手）を決定する場合は、図-23によりトーナメント戦を行う。
- (5) 5 団体（選手）を決定する場合は、図-24によりトーナメント戦を行う。
- (6) 6 団体（選手）を決定する場合は、図-23により逆トーナメント戦を行う。
- (7) 7 団体（選手）を決定する場合は、図-22により逆トーナメント戦を行う。
- (8) 8 団体（選手）を決定する場合は、図-21により逆トーナメント戦を行う。
- (9) 9 団体（選手）を決定する場合は、図-20により逆トーナメント戦を行う。

図-20

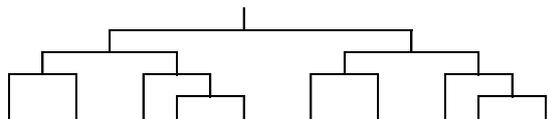


図-21



図-22

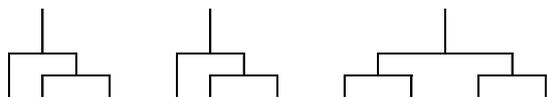


図-23



図-24

